商号登記抹消公告

営業所　岡山市北区建部町福渡818番地の４
（登記簿上の営業所　岡山県久米郡福渡町福渡818番地の４）
商　号　木村屋
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月24日　岡山地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　岡山県浅口市鴨方町六条院中3219番地の第１地
（登記簿上の営業所　岡山県浅口郡鴨方町六条院中3219番地の第１地）
商　号　木村屋
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月24日　岡山地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　岡山県小田郡矢掛町矢掛2645番地
商　号　木村屋
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月24日　岡山地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　岡山県久米郡久米南町北庄2207番地
商　号　木村屋
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月24日　岡山地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　岡山県笠岡市笠岡2355番地15
（登記簿上の営業所　岡山県小田郡笠岡町大字笠岡2355番地の15）
商　号　笠岡水産市場
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月24日　岡山地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　岡山県笠岡市金浦1025番地
（登記簿上の営業所　岡山県小田郡金浦町大字西浜1025番地）
商　号　金浦魚市場
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月24日　岡山地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　岡山県笠岡市金浦1025番地
（登記簿上の営業所　岡山県小田郡金浦町大字西浜1025番地）
商　号　金浦水産市場
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月24日　岡山地方法務局

商号登記抹消公告

営業所　岡山県浅口市金光町大谷19番次１号邸
（登記簿上の営業所　岡山県浅口郡金光町大字大谷19番次１号邸）
商　号　大谷製絲株式会社
上記に係る商号の登記は、商法第11条及び商業登記法第28条の規定に反して、商人（会社及び外国会社を除く。）以外の者がした登記であり商業登記法第134条第１項第２号に該当することを発見したので、本公告掲載の日から14日以内に異議の申立てがないときは、その登記を抹消する。
商業登記法第135条第２項の規定により公告する。
平成27年２月24日　岡山地方法務局

特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成７年法律第105号）第307条第２項の規定により、次のとおり公告する。
１．下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は平成27年３月25日までに東北財務局理財部金融監督第１課あて申し出をされたい。
２．前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。
［掲載順序］
①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地
①21412001558②土橋　利明③土橋　利明④福島県いわき市内郷綴町堀坂11－９
①21403010023②株式会社エーアールエス③柏木　純④岩手県北上市川岸４丁目１－５
平成27年２月24日
東北財務局長　榎本　直樹

公示送達

再審査請求人　広島市西区観音本町１丁目３－11－302
藤原　重雄
上記の者に送達すべき平成25年４月８日付けの再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成27年２月24日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　愛知県名古屋市名東区上社二丁目50
水野　友由
上記の者に送達すべき平成25年７月６日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成27年２月24日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　静岡県富士宮市源道寺町1085コーポ和光202
白岩　一久
上記の者に送達すべき平成25年７月27日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。
行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。
平成27年２月24日
厚生労働大臣　塩崎　恭久